

議員提出議案第3号

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

平成24年12月26日

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 尾崎 太郎

和歌山県議会議長 山下直也様

## 和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第36条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第37条中「まって」を「待って」に改める。

第48条及び第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第67条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第81条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第17章中第115条を第122条とし、同章を第18章とする。

第16章中第114条を第121条とし、同章を第17章とする。

第15章中第113条を第120条とし、同章を第16章とする。

第112条を第119条とする。

第111条中「発言の取消し」の次に「又は訂正」を加え、同条を第118条とする。

第110条を第117条とし、第109条を第116条とする。

第14章を第15章とする。

第108条を第115条とし、第102条から第107条までを7条ずつ繰り下げる。

第101条第2項中「第88条第2項」を「第95条第2項」に改め、同条を第108条とする。

第13章を第14章とする。

第12章中第100条を第107条とし、第94条から第99条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第93条を第100条とし、第89条から第92条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第88条を第95条とし、第87条を第94条とし、同章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加える。

### 第10章 公聴会及び参考人

#### （公聴会開催の手續）

第87条 議長は、会議において公聴会を開こうとするときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

#### （意見を述べようとする者の申出）

第88条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

#### （公述人の決定）

第89条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

#### （公述人の発言）

第90条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第91条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第92条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第93条 議長は、会議において参考人の出席を求めようとするときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「(第113条関係)」を「(第120条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第67条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(理由)

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致について必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行うため、この規則案を提出するものであります。